		日	号外	ページ
六二	電波法施行規則別表第四号の三第五号の規定に基づき、無線設備等保守規程の変更認定を要しない軽微な変更事項を定める件	一四		一
六三	放送法施行規則第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行った件	一四	56	八
六四	放送法施行規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件	一四	56	九
六五	平成十四年総務省告示第六百三十八号（平成九年自治省告示第百八十一号の全部を改正する件）の一部を改正する件	一五	57	一〇
六六	時刻認証業務の認定に関する規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の認定に関する件	一九		一
六七	令和四年総務省告示第三百六十五号の一部を訂正する件	一九	61	一一
六八	令和五年総務省告示第三百四十三号の一部を訂正する件	一九	61	一二
六九	令和元年総務省告示第二百六十七号の一部を訂正する件	一九	61	一九
七〇	令和二年総務省告示第七十三号の一部を訂正する件	一九	61	二〇
七一	令和三年総務省告示第九十七号の一部を訂正する件	一九	61	二一
七二	令和三年総務省告示第四百四号の一部を訂正する件	一九	61	二二
七三	令和四年総務省告示第六十二号の一部を訂正する件	一九	61	二二
七四	政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件	一九	61	二三
七五	令和四年総務省告示第四百十号の一部を訂正する件	一九	61	二四
七六	政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件	一九	61	二五
七七	令和五年総務省告示第九十九号の一部を訂正する件	一九	61	二五
七八	令和五年総務省告示第三百六十三号の一部を訂正する件	一九	61	二七
七九	令和五年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金の額を公表する件	一九	61	二八
八〇	政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件	二一		四
八一	衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件	二一		六
八二	衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件	二一		六
八三	一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款の一部を改正する件	二二		二
八四	貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款の一部を改正する件	二二		三
八五	地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく令和四年度の財政の経営健全化が完了した団体の報告の概要を公表する件	二六	71	八四
八六	地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく令和四年度の財政再生計画等の実施状況報告の概要を公表する件	二六	71	八五
八七	令和四年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要を公表する件	二六	71	九八
八八	令和五年発生災害に係る小災害債の対象となる地方公共団体について指定する件	二七		二
八九	災害対策基本法施行令の規定に基づき令和五年に発生した災害に係る同令第四十三条第一項の地方公共団体を定める件	二七		三
九〇	災害対策基本法施行令の規定に基づき令和六年能登半島地震による災害に係る同令第四十三条第三項の地方公共団体を定める件	二七		三
九一	競馬を行うことができる市区町を指定する件	二七		三
九二	自転車競走を行うことができる市を指定する件	二七		四
九三	モーターボート競走を行うことができる市町を指定する件	二七		四
九四	令和五年総務省告示第百七十一号の一部を改正する件	二七	73	七〇
九五	令和五年総務省告示第百七十二号の全部を改正する件	二七	73	七〇
九六	政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件	二七	73	七二
九七	政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件	二七	73	七二
九八	政党助成法第二十四条第一項の規定による合併に関する届出があったので公表する件	二七	73	八九
九九	政党助成法第二十五条第一項の規定による分割に関する届出があったので公表する件	二七	73	九〇
一〇〇	政党助成法第二十一条第一項の規定による政党の解散等の届出があったので公表する件	二七	73	九〇
一〇一	政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件	二七	73	九〇
一〇二	電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件	二七	73	九〇
一〇三	電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件	二八	77	四四
一〇四	情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律第八条第一項の規定に基づく指定納付受託者の指定の件	二八	77	四九
一〇五	情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律第八条第一項の規定に基づく指定納付受託者の指定の件	二九		四